

# 枚方市人事行政の運営等の状況の公表

令和6年度

枚方市

## 枚方市人事行政の運営等の状況の公表について

市は、平成16年8月1日に地方公務員法の改正法が施行されたことに伴い、平成17年3月に「枚方市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定し、同年4月に施行しました。これは、人事行政の運営等の状況をお知らせすることにより、人事行政の公正性と透明性を高めることを目的としたものです。

市ではこの間、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに的確に対応するとともに、将来新たに直面する行政課題に柔軟かつ的確に対応できる人員体制を確保しつつ、より一層の職員数の適正化と総人件費の抑制に取り組んできました。教育・子育て・福祉分野に係る施策の推進及び相談支援体制の充実や新たな行政需要への対応等により、令和7年4月1日時点の職員数(市立ひらかた病院の医療職除く、正職員、再任用職員、常時勤務する任期付職員の人数)は、「枚方市職員定数基本方針」における職員数見込みを上回る状況となりましたが、引き続き同方針に基づいた定数管理に努めます。

### 各機関における取り組み

教育委員会では、物価高騰の状況や、近隣自治体の状況などを鑑み、本市の子育て世帯の経済的負担軽減のさらなる拡大を目指すため、令和6年度2学期から小学校給食の完全無償化を実施しました。

図書館運営においては、「待たない」貸出手続きの実現に向けICタグシステムを導入し、在庫管理の効率化や市民ニーズをより精緻に把握した図書購入を図っていくとともに、自動貸出機の設置により、複数の図書を一括して迅速に貸出できる体制を整えました。令和6年度は2館(中央図書館、市駅前図書館)の導入ですが、市内の全館(7分館6分室)に順次拡大していきます。

他にも、支援教育の充実のために通級指導教室の拡充、不登校の未然防止・早期解決を目指すために公民連携プログラムの提供や、メタバースの活用、中学校部活動の地域移行に向けた部活動指導員の配置や大学等と連携した活動の試行実施など、教育を取り巻く環境や社会状況を踏まえて、様々な施策に取り組んできました。

今後も、学校運営に係る業務改善等、引き続き、より効率的・効果的な人員配置の検討を進めています。

上下水道事業では、安全・安心で持続可能な水道の供給を実現するため、枚方市水道施設整備基本計画に基づく中宮浄水場更新事業として、民間活力を活用したDBO方式を採用し、工事を進めています。令和6年度は、雨水貯留槽・排水池の躯体構造物の築造や前処理施設・膜ろ過棟の掘削・地盤改良が完了しました。引き続き、各施設の整備に着手し、令和10年度の本格稼働を目指します。

また、枚方市下水道整備基本計画に基づき、下水道施設の老朽化・地震対策をはじめ、10年確率降雨に対応できる雨水管の整備、污水管未普及地域の解消に向け、取り組んでいます。

今後も、効率的・効果的な上下水道の運営に努めるとともに、適正な職員配置及び次世代を担う職員へ技術の継承を図る人材育成に取り組んでいきます。

病院事業では、令和6年度は、勤務する看護師の不足等により、2つの病棟を休棟せざるを得ない状況となっていましたが、看護師確保に向けてあらゆる取り組みを展開し、本院での勤務を希望する人材をより幅広く受け入れができる体制の構築を図った結果、9月から4階西病棟(小児病棟)を再開棟し、小児疾患に対してより充実した医療が提供できるようになり、下半期における入院収益についても、小児科は前年度の下半期と比べ1億7,302万1千円の増収となりました。

さらに、患者数の増加に向けた入口戦略として、「断らない医療」を合言葉に、患者の受け入れに関するルール等を改めて徹底するとともに、医師を対象としたDPC制度に関する勉強会を開催するほか、院内で使用する薬品や診療材料等の費用を抑制するため、後発品等への代替や価格交渉を行うなど、経営改善に向けたさまざまな取り組みを進めました。

施設面では、急性期病院としてより質の高い医療を提供するため、4階西病棟に設置している高度治療室(HCU)について、さらなる機能性・利便性の向上に向けた改修を行いました。

今後も引き続き、新たな行政需要等を踏まえながら、簡素で効率的な行政運営のあり方について検討・検証を積み重ね、行政課題に柔軟かつ的確に対応できる組織の整備に取り組んでいきます。

なお、この公表の内容のうち、給与・定員管理に関するものは、総務省より提供のあった共通の公表様式を基本として公表しています。

## I 職員の任免及び職員数に関する状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

(単位:人)

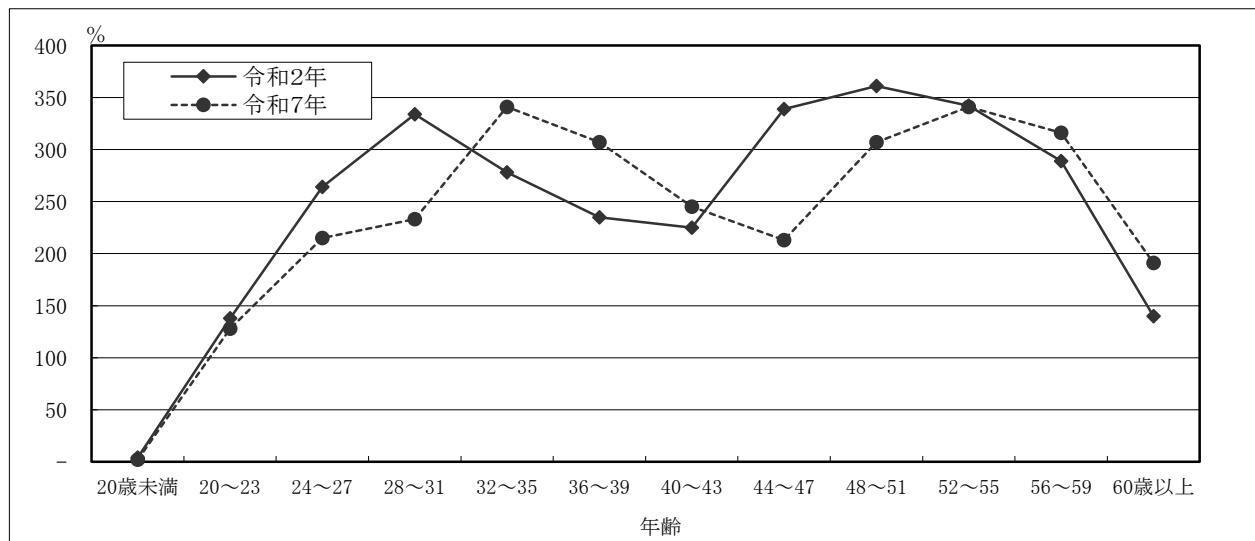
部 門	区分	職 員 数		対前年	令和6~7年の主な増減理由
		令和6年	令和7年		
普通会計部門	議会	19	19	0	-
	総務・企画	347 (8)	340 (13)	△ 7	住民関連一般業務の体制見直し等(減)
	税務	86	83 (1)	△ 3	税務業務の体制見直し(減)
	民生	599 (47)	596 (64)	△ 3	その他の社会福祉施設の体制見直し等(減)
	衛生	347 (6)	333 (8)	△ 14	ごみ収集業務の体制見直し等(減)
	労働	5	5	0	-
	農林水産	12	12	0	-
	商工	10	10	0	-
	土木	278 (2)	276 (4)	△ 2	建築業務の体制見直し等(減)
	計	1703 (63)	1674 (90)	△ 29	
公営企業等会計部門	教育部門	359 (49)	365 (49)	6	調理場の体制充実等(増)
	小計	2062 (112)	2039 (139)	△ 23	
	病院	529 (3)	541 (6)	12	診療体制の充実(増)
	水道	100	97 (2)	△ 3	水道事業の体制見直し等(減)
	下水道	98 (1)	92 (3)	△ 6	下水道事業の体制見直し(減)
定員管理調査合計	その他	71	70	△ 1	国保業務の体制見直し(減)
	小計	798 (4)	800 (11)	2	
定員管理調査合計		2860 (116)	2839 (150)	△ 21	<参考>人口1万人あたり職員数72.4人
〔 〕内は条例定数の合計		[3,129]	[3,129]	-	

[注1]定員管理調査とは総務省が毎年4月1日に行う地方公共団体を対象とした職員構成等の調査をいいます。

[注2]()内は定員管理調査の対象外職員(再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員(フルタイム))の数で外数。

## (2) 年齢別職員構成の状況

次のグラフは令和2年と令和7年の年齢別構成比を示したものです。



(単位:人)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	計
令和2年	4	138	264	334	278	235	
令和7年	2	128	215	233	341	307	

区分	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
令和2年	225	339	361	342	289	140	2,949
令和7年	245	213	307	341	316	191	2,839

[注] 各年4月1日現在の定員管理調査の職員数を使用しています。

## (3) 職員数の推移

(単位:人)

部門別	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政部門		1,765	1,794	1,740	1,718	1,703	1,674	△ 91 -5.2%
教育部門		417	365	359	360	359	365	△ 52 -12.5%
普通会計 計		2,182	2,159	2,099	2,078	2,062	2,039	△ 143 -6.6%
公営企業等会計 計		767	768	780	800	798	800	33 4.3%
総合計		2,949	2,927	2,879	2,878	2,860	2,839	△ 110 -3.7%

[注] 各年4月1日現在の定員管理調査の職員数を使用しています。

(4) 職種別職員数(令和7年4月1日現在)

(単位:人)

(単位:人)

職種名		人 数	うち女性数	職種名		人 数	うち女性数	
事務職員	事務員	918	385	技術職員	水道現業員	14	-	
	福祉主事	74	37		行政的放射線技師	2	-	
	児童指導員	1	1		行政的保健師	83	80	
	図書館司書	11	8		行政的看護師	20	20	
	体育指導員	-	-		行政的獣医師	5	3	
	保育士	196	190		行政的薬剤師	15	8	
	心理相談員	-	-		行政的作業療法士	4	-	
	家庭児童相談員	1	1		行政的歯科衛生士	3	3	
	発達相談員	1	1		行政的理学療法士	4	1	
	臨床心理士	24	23		行政的言語聴覚士	1	1	
医療ソーシャルワーカー		3	1		助産師	12	12	
小計		1,229	647		看護師	310	291	
技術職員	土木技術者	207	10		准看護師	1	1	
	建築技術者	70	18		放射線技師	17	7	
	機械技術者	29	1		検査技師	18	9	
	化学技術者	28	7		薬剤師	20	12	
	電気技術者	28	-		管理栄養士	23	20	
	設備技術者	-	-		その他医療技術者	23	9	
	運転手	6	-	小計		1,176	566	
	運転手兼作業員	9	-	その他	医師	69		
	作業員	134	1		歯科医師	1		
	調理員	69	40		教諭	22		
	用務員	5	3		指導主事	45		
校務員		16	9		小計		137	58
合計					合計		2,542	1,271

[注]各任命権者分及び他団体への派遣職員分を含みます。

※任命権者とは、職員の任命、休職、免職、懲戒等人事権を有している者をいいます。枚方市では、市長、教育委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者、市議会議長などがあります。

(5) 補職別職員数(各年4月1日現在)

(単位:人)

補職名	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	人 数	うち女性数	人 数	うち女性数	人 数	うち女性数
理事級	1	-	1	1	1	1
部長級	19	3	18	2	19	1
参事級	1	-	2	-	3	-
次長級	39	12	39	11	35	11
室長級	7	1	-	-	-	-
副参事級	-	-	9	3	6	3
課長級	119	25	112	24	116	26
主幹級	4	2	6	2	7	3
課長代理級	248	79	238	75	227	76
副主幹	9	1	10	2	8	2
係長級	469	180	494	184	518	181
主任	938	537	950	542	907	527
一般職員	532	351	538	358	558	382
その他	129	47	130	49	137	58
計	2,515	1,238	2,547	1,253	2,542	1,271

[注1]各任命権者分及び他団体への派遣職員分を含んでいます。

[注2]「係長級」には監督・主任(主査級)・主査・業務主査を、「主任」には班長・副班長・看護主任を含みます。

[注3]「その他」は、一般行政職員になじまない医師、教諭及び指導主事について計上しています。

## (6) 人事発令状況について(機関別・令和6年度)

次表は、令和6年度中に行った、採用、退職、休職、復職等の件数を表したものです。

(単位:件)

機関名	採用	異動	休職	復職	退職	育休
市長部局	66	534	27	19	87	150
市立ひらかた病院	55	48	13	7	39	42
上下水道局	4	55	5	3	9	7
市議会事務局	1	5	—	—	2	1
教育委員会	15	78	5	3	21	11
監査委員事務局	1	1	—	—	—	1
選挙管理委員会事務	—	2	—	—	1	—
農業委員会事務局	—	5	—	—	—	—
計	142	728	50	32	159	212

〔注1〕休職には更新の発令を含んでいません。

〔注2〕育休には部分休業、育児短時間勤務を含みますが、取り消し及び期間変更の発令は含んでいません(再度者を含む)。

〔注3〕退職には死亡者は含んでいません(発令を伴わないため)。

〔注4〕府等との人事交流による派遣は除いています。

## (7) 職員採用試験実施状況(令和6年度)

職員の採用については、地方公務員法において競争試験又は選考によるものとすると定められています。令和6年度の採用試験の実施状況については次のとおりです。

(単位:人)

職種	応募者数	受験者数	合格者数
事務員	630	561	51
保育士	36	34	10
土木技術者	16	16	10
建築技術者	9	9	2
電気技術者	5	4	1
幼稚園教諭	11	11	1
行政的保健師	38	34	3
臨床心理士	11	11	3
管理栄養士	31	30	1
行政的獣医師	2	2	2
行政的歯科衛生士	17	15	1
行政的理学療法士	8	8	1
行政的作業療法士	5	5	1
調理員	23	22	7
看護師	83	81	74
助産師	3	3	2
薬剤師	6	3	2
臨床工学技士	1	1	1
臨床検査技師	4	4	1
理学療法士	5	5	1
作業療法士	2	2	1
計	946	861	176

〔注1〕各任命権者分を含みます。

〔注2〕事務員は、大学卒・大学卒以外に福祉などの有資格者も対象としています。

〔注3〕技術職は、大学卒・大学卒以外・資格者・民間企業等実務経験者を対象としています。

## II 職員の人事評価の状況

### 評定の状況(総合評価制度(能力評価と実績評価))

総合評価制度は、人材育成基本方針の理念を具現化することを目的に、職員のあるべき姿に近づくための職員の行動指針を実行していくため、職員一人ひとりの人材育成のツールとして位置づけています。職員の意欲を引き出すため、正職員および再任用職員の評価結果は、非管理職員も含め給与に反映しています。

今後も適宜必要な見直しや改善を行いながら制度を成熟させ、人材育成につなげます。

### III 職員の給与の状況

市職員の給与は、「地方自治法」、「地方公務員法」や議会の議決を経て定めた「枚方市職員給与条例」などの法令のほか、給与関係の規則などに基づき支給されます。

#### 1 総括

##### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)令和5年度 の人事費率
令和6年度	392,328	1,644億5,719万円	19億7,858万円	222億8,321万円 (218億8,787万円)	13.5%	12.1%

〔注1〕人件費とは、職員に対して支給する給与だけでなく、市長、市議会議員などの特別職に支給する給料や報酬をはじめ、共済費(社会保険料の事業主負担分)なども含んだ経費です。

〔注2〕人件費の()内の数値は、投資的経費に係る人件費を含んでいません。

〔注3〕普通会計とは、地方財政状況調査における決算統計上の会計区分で一般会計と一部の特別会計を合わせたものです。

〔注4〕上記人件費の各項目は、1万円未満を四捨五入しています。

##### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与 費B/A	
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	2,054人	75億1,965万円	21億4,397万円	33億2,647万円	129億9,009万円	632万円	
【参考値】							
		給 与 費				一人当たり給与 費C/A	
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 C		
		80億6,317万円	22億4,864万円	34億8,834万円	138億15万円	672万円	
						636万円	

##### 【参考】令和7年度一般会計予算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与 費B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和7年度	1,813人	70億8,901万円	19億3,486万円	32億3,800万円	122億6,187万円	676万円

〔注1〕令和6年度の職員数は、短時間勤務職員及び暫定再任用職員を除いた人数です。

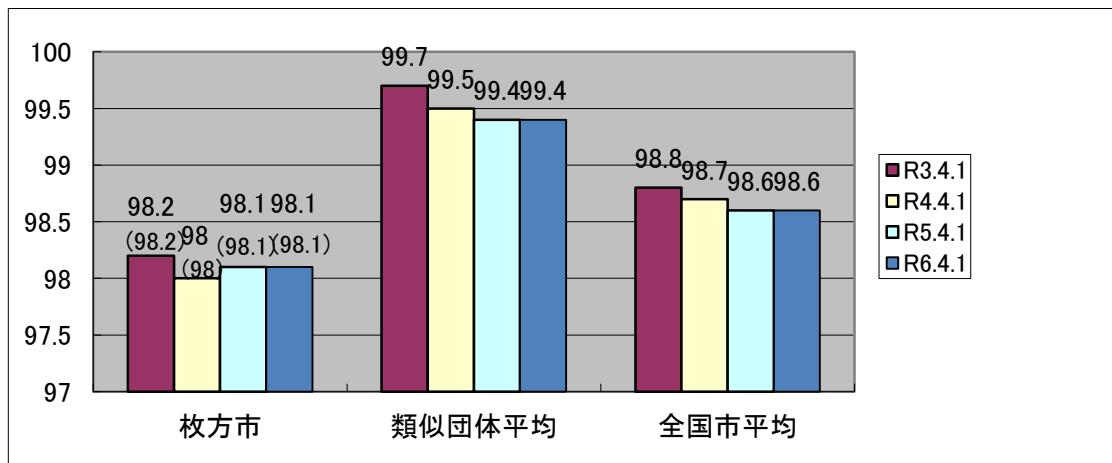
〔注2〕令和6年度の【参考値】は、総務省が指定した共通の様式に基づき短時間勤務職員(会計年度任用職員を除く。以下同じ。)の給与を含むものであるため、一人当たり給与費(C/A)の欄については、短時間勤務職員分を含んだ給与費を、短時間勤務職員を含まない職員数で除した金額となっています。

〔注3〕令和7年度の職員数は、一般会計予算に占める正職員の人数です。

〔注4〕一般会計予算とは、歳入歳出予算のうち、特別会計(国民健康保険など)と企業会計(上下水道及び市立ひらかた病院)を除いたものをいいます。

〔注5〕上記給与費の各項目は、1万円未満を四捨五入しています。なお、職員手当には、退職手当を含んでいません。

### (3) ラスパイレス指数の状況



〔注1〕 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

〔注2〕 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

〔注3〕 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

〔注4〕 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

#### ①給料表の見直し

〔実施〕

##### 実施内容

(給料表の改定実施時期)

平成27年4月1日

##### (内容)

行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。50歳台後半層においては最大4%引下げ。国どおり3年間(平成30年3月31日まで)、平成27年3月31日の給料月額を支給する経過措置を実施。

他の給料表についても、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。一部激変緩和のため減額措置を講じて、令和2年3月31日まで経過措置を実施。

#### ②地域手当の支給割合の見直し

〔本市では国基準10%と支給割合は変わらないため、見直しは実施していません。〕

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

#### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
枚方市	43.8 歳	316,904 円	428,243 円	379,711 円
大阪府	41.6 歳	314,603 円	424,876 円	372,465 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	42.3 歳	322,065 円	406,828 円	366,830 円

#### ② 技能労務職

区分	公務員					
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	年収ベース 試算値(B)
枚方市	51.2 歳	246 人	313,961 円	376,923 円	357,601 円	6,122,371 円
うち 清掃職員	53.0 歳	95 人	318,949 円	391,550 円	363,839 円	6,329,194 円
うち 学校給食員	47.7 歳	44 人	303,318 円	363,290 円	345,341 円	5,871,858 円
うち 用務員	54.8 歳	25 人	325,752 円	374,345 円	363,277 円	6,109,400 円
大阪府	54.5 歳	382 人	295,012 円	368,827 円	341,219 円	5,916,424 円
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	—	330,553 円	—
類似団体	50.9 歳	183 人	319,664 円	376,837 円	350,144 円	—

対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (C)	年収ベース 試算値(D)	参考	
				A/C	B/D
廃棄物処理業従業員	47.7 歳	314,900 円	4,376,300 円	1.24	1.45
調理士	42.8 差	279,000 円	3,669,700 円	1.30	1.60
用務員	49.1 歳	244,800 円	3,297,300 円	1.53	1.85

#### ③ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
枚方市	39.3 歳	313,911 円	389,868 円
大阪府	39.1 歳	348,232 円	424,747 円
類似団体	39.8 歳	314,557 円	367,988 円

〔注1〕「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

〔注2〕「民間」は、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ(企業規模10人以上の事業所を対象)を使用しています(令和3～令和5年の3ヵ年平均)。なお、このデータでは民間の類似職種について、常時勤務する従業員のうち期間を定めず雇用されている者も対象としているため、正社員でない従業員を含み、年齢は問われていません。このため、本市技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致するものではありません。

〔注3〕年収ベースの「公務員(B)」及び「民間(D)」のデータの額については、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えたものです。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区分		枚方市	大阪府	国
一般行政職	大学卒	208,000 円	203,300 円	総合職 208,000 円 一般職 196,200 円
	高校卒	181,800 円	171,500 円	166,600 円
技能労務職	中・高卒	179,600 円	178,233 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	280,482 円	353,620 円	334,078 円	411,792 円
	高校卒	254,300 円	323,400 円	378,400 円	380,717 円
技能労務職	高校卒	246,250 円	282,833 円	326,100 円	340,275 円

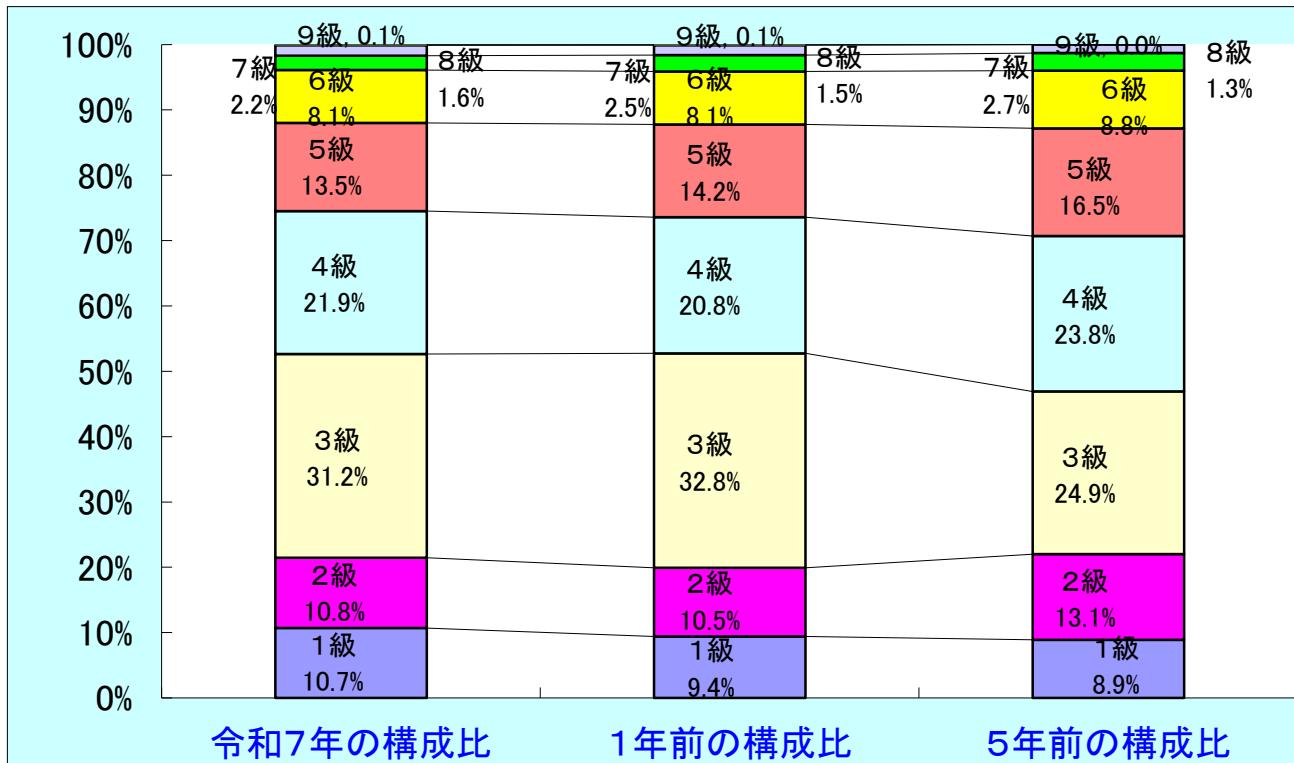
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和7年4月1日現在)

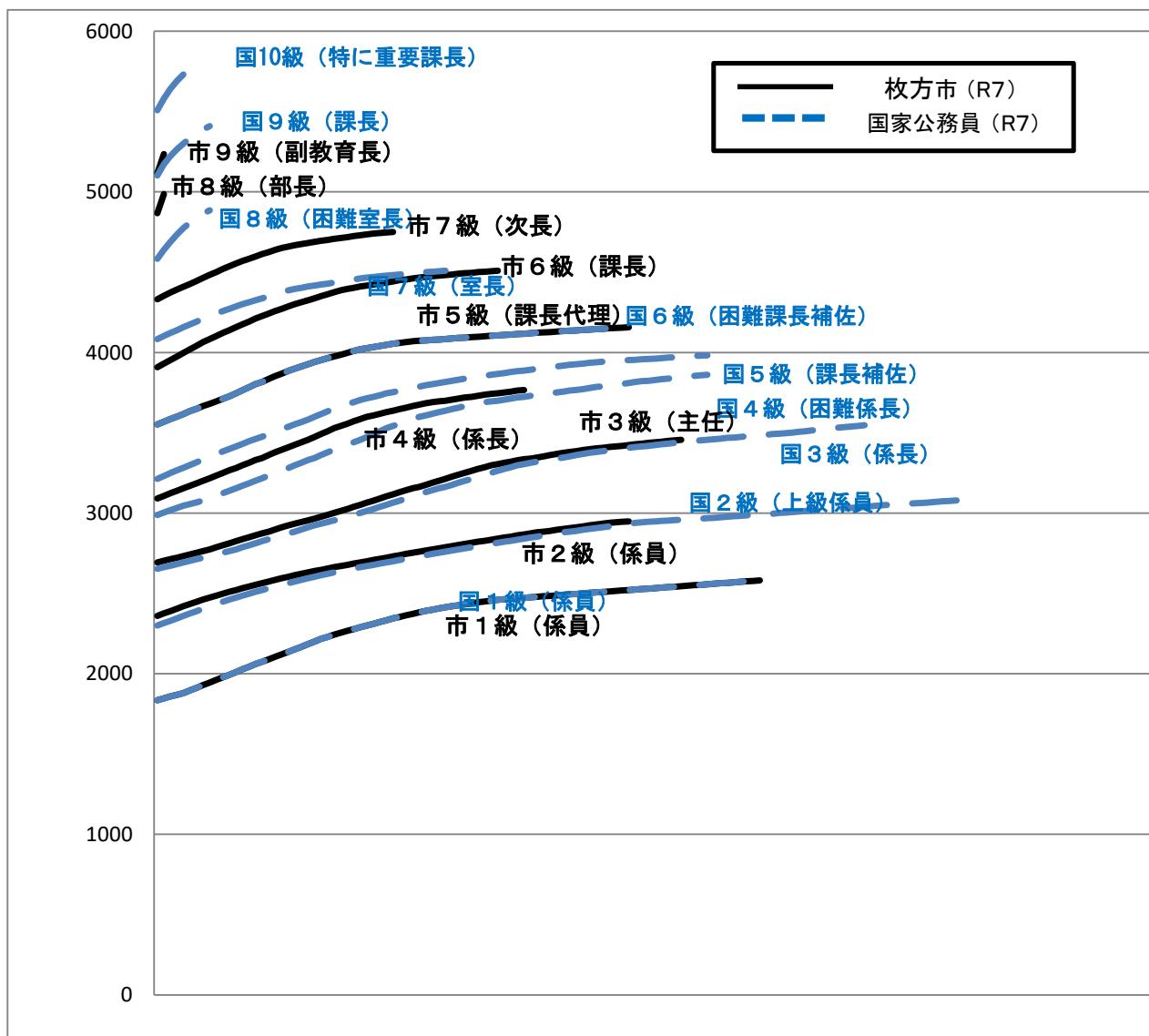
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	一般職員	121 人	10.7 %	183,500 円	258,100 円
2級	一般職員	123 人	10.8 %	236,000 円	294,800 円
3級	主任	354 人	31.2 %	269,300 円	345,600 円
4級	係長	249 人	21.9 %	309,100 円	376,600 円
5級	課長代理	153 人	13.5 %	355,200 円	415,700 円
6級	課長	92 人	8.1 %	390,800 円	450,900 円
7級	次長	25 人	2.2 %	433,100 円	475,000 円
8級	部長	18 人	1.6 %	486,700 円	498,600 円
9級	理事	1 人	0.1 %	511,600 円	523,500 円

〔注1〕 枚方市職員給与条例に規定される行政職給料表の級区分による職員数です。

〔注2〕 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和7年4月1日現在)



#### 4 職員の手当の状況(企業会計を除く全会計)

##### (1) 期末手当・勤勉手当(令和7年4月1日現在)

枚方市		大阪府		国	
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,626千円		1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,766千円		—	
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 勤勉手当 2.1 月分 年間 (1.4) 月分		(令和6年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 勤勉手当 2.1 月分 年間 計 (1.4) 月分		(令和6年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 勤勉手当 2.1 月分 年間 計 (1.4) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 3~20% 管理職加算 加算なし		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%	

〔注1〕期末・勤勉手当とは、民間における賞与(ボーナス)にあたるもので、支給額算定基礎は、給料、扶養手当(期末手当のみ)、地域手当、役職段階別加算額を合算したものです。国・大阪府については、上記の支給基礎に特別調整額(管理職加算)を加えて支給されます。

〔注2〕支給割合の( )内数字は、再任用職員に係る支給割合です。

##### (2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

枚方市			国		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前勧奨退職者2~20%		その他の加算措置	定年前勧奨退職者2~45%	
調整額	平成18年4月1日以降の職務に応じ、最大60月分を加算		調整額	平成8年4月1日以降の職務に応じ、最大60月分を加算	
令和6年度1人当たり平均支給額	2,724 千円	19,191 千円			

〔注1〕退職手当の算出基礎は、退職時の給料月額です。

〔注2〕退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

〔注3〕調整額とは、在職期間中の職務・職責に応じた貢献度を退職手当に反映させるためのもので、国に準じ平成18年4月1日に制度化しました。

〔注4〕平成18年3月31日から引き続き在職する職員については、国に準じ平成18年3月31日に退職したと仮定して計算した退職手当額と比較・調整する措置を講じています。

##### (3) 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	859,148 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	393,900 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全地域	11 %	2,246 人	11 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)	98.1 98.1		

〔注〕地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した市域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

(補正前のラスパイレス指数×((1+地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率))により算出。)  
ラスパイレス指数については、令和6年4月1日現在のものです。

(4) 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)			4,262 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)			35,340 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和7年度)			3.6 %	
手当の種類(手当数)			9 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
市税等事務手当	課長代理以下	滞納処分事務のうち、①差押調書作成及び②公売処分事務	664 千円	1件あたり①160円 ②190円
感染症等対策業務手当	課長代理以下	感染症の患者若しくは疑いのある患者の救護業務	27 千円	日額290円
		感染症の病原体付着の危険性のある物件の処理業務など		
		狂犬病予防法に基づく予防注射または検診		
	全職員	狂犬病予防法に基づく捕獲または薬殺		日額450円
	全職員	新型コロナウイルス感染症に対処する業務(防護服を着用して従事する場合に限る)		日額3,000円
死体接触作業手当	課長代理以下	行旅死亡人の収容護送作業	—	1件当たり1,000円
社会福祉業務手当	課長代理以下	社会福祉法に基づく保護、措置等の対象者に対する訪問による調査指導業務	1,223 千円	日額300円
		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく診察の立会い及び訪問による相談・指導業務		
清掃等特殊業務手当	課長代理以下	道路上における死獣の処理作業	—	日額300円
夜間特殊業務手当	係長以下	正規の勤務時間で深夜(22時から5時)に勤務した場合	—	1回当たり410～1,100円
危険現場業務手当	課長代理以下	交通量の多い道路の車道上で交通を遮断しない状態で行う作業	112 千円	日額220～650円
		高所(10m以上に限定)の足場の不安定箇所で行う作業		
	全職員	重大な災害発生又はおそれがある箇所での避難誘導、復旧等の応急作業		
		深夜(22時から5時)に緊急呼出を受け出動し行う作業など		
教員特殊業務手当	幼稚園教諭(園長除く)、小学校及び中学校講師	非常災害時の緊急業務	1,656 千円	日額1,800～16,000円
		修学旅行等で宿泊を伴う業務		
		クラブ活動等における児童生徒の指導業務		
業務管理手当	係長以下	任命を受けて業務管理を行う職にある場合	580 千円	月額2,000円
		例:安全運転管理者、電気主任技術者、防火管理者など		

[注] 特殊勤務手当については、平成17年7月1日(一部については平成18年4月1日)に廃止や支給額の引き下げなどの見直しを行いました。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	621,009 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	365 千円
支給実績(令和5年度決算)	606,315 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	347 千円

[注] 職員1人当たりの平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日

現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)

であり、短時間勤務職員を含んでいます。

(6) その他の手当(令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者 3,000円(次長以上支給なし) 子 11,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算 父母等 6,500円 (ただし、次長・参事は3,500円、部長以上支給なし)	同じ	—	171,519 千円	234,360 円
住居手当	借家世帯主に対し、支給限度額28,000円 家賃月額27,000円以下の場合 家賃-16,000円 家賃月額27,000円超の場合 (家賃-27,000円)×1/2+11,000円	同じ	—	137,893 千円	317,844 円
通勤手当	通勤距離2km以上を支給対象 【交通機関利用者】 6か月定期価額を基礎に額を算出し支給 月額150,000円が支給限度額 【交通用具利用者】 距離に応じて支給 月額2,000円~31,600円	同じ	—	202,758 千円	107,964 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に 対して職責に応じて支給 理事 114,000円 部長 96,000円 参事 80,000円 次長 78,000円 室長 73,000円 副参事 70,000円 課長 69,000円 主幹 56,000円 課長代理 50,000円 副主幹 45,000円	異なる	俸給の特別調整額として官職に応じて支給 月額46,300円 ~139,300円	287,692 千円	717,576 円
初任給調整手当	医師に対し、採用の日以後の期間の区分に応じて支給 16年未満 310,000円 16年以上17年未満 306,700円 17年以上18年未満 303,400円 18年以上19年未満 300,100円 19年以上20年未満 296,800円 20年以上21年未満 293,500円 21年以上22年未満 281,500円 22年以上23年未満 268,000円 23年以上24年未満 254,500円 24年以上25年未満 241,000円 25年以上26年未満 227,500円 26年以上27年未満 210,500円 27年以上28年未満 193,500円 28年以上29年未満 176,500円 29年以上30年未満 159,500円 30年以上31年未満 142,000円 31年以上32年未満 124,500円 32年以上33年未満 107,000円 33年以上34年未満 87,000円 34年以上35年未満 67,000円	同じ	—	5,619 千円	1,926,504 円

夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時から午前5時)に勤務したときに勤務時間数に応じて支給 支給割合:25/100	同じ	—	(時間外勤務手当に含みます)		
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務したときに勤務時間数に応じて支給 支給割合:135/100	同じ	—			
宿日直手当	勤務1回につき2,800円を支給	異なる	勤務1回につき4,200円支給	—	—	—
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営に必要な業務について、定められた週休日又は休日等に勤務をした場合、勤務時間数に応じて支給 <b>【週休日・休日】</b> ①次長以上の職務に相当する職員 6時間超 18,000円 3時間超6時間以下 12,000円 3時間以下 6,000円  ②①以外の職員 6時間超 15,000円 3時間超6時間以下 10,000円 3時間以下 5,000円  <b>【平日深夜0～5時】</b> ①次長以上の職務に相当する職員 3時間超 6,000円 3時間以下 3,000円 ②①以外の職員 3時間超 5,000円 3時間以下 2,500円	異なる	左記のとおり	3,872 千円	20,814 円	

## 5 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

区分			給料月額等				
給 料	市 長	1,023,000 (716,100)	(参考)類似団体における最高／最低額				
			1,180,000 円	／	707,000 円	～	～
報 酬	副 市 長	890,000 (801,000)	960,000	円	／	696,000	円
報 酬	議 副 議 長 員	766,000 727,000 669,000	823,000 747,000 700,000	円	／	584,000 504,000 475,000	円
期末手当	市 副 市 長 長	(令和6年度支給割合)					
		3.30月分					
		3.45月分					
期末手当	議 副 議 長 員	(令和6年度支給割合)					
		4.60月分					
退 職 手 当	市 副 市 長 長	算定方式 給料月額×在職月数×50/100 給料月額×在職月数×30/100	(1期の手当額) 24,552,000 12,816,000	～	(支給時期) 任期ごとに支給 任期ごとに支給	～	～
	備 考						

〔注1〕市長の( )内の数字は、特別措置による給料月額30%減額(令和5年9月23日から実施)後の額です。

〔注2〕副市長の( )内の数字は、特別措置による給料月額10%減額(令和元年9月23日から実施)後の額です。

〔注3〕退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込み額です。なお、市長の退職手当については、前任期に引き続き現任期についても不支給となっています。

## 6 公営企業職員の状況

### (1) 上下水道事業

#### ① 職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和6年度 水道事業会計	51億1,914万円	12億1,299万円	6億2,918万円	12.3%	11.0%
令和6年度 下水道事業会計	107億1,001万円	14億9,897万円	5億8,086万円	5.4%	5.6%

〔注1〕 資本勘定支弁職員に係る職員給与費(水道事業会計238,751千円、下水道事業会計268,301千円)を含んでいません。

〔注2〕 職員給与費には、法定福利費(社会保険料の事業主負担分)、賞与等引当金繰入額(水道事業会計37,877千円、下水道事業会計12,545千円)、退職給付引当金繰入額(水道事業会計63,051千円、下水道事業会計25,864千円)及び退職給付費(下水道事業会計18,653千円)を含む。

区分	職員数 A	給 与 費				(参考)団体平均 一人当たり給与費	
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	191人	7億5,560万円	1億9,833万円	2億9,617万円	12億5,010万円	655万円	612万円

〔注1〕給与費には、上下水道事業管理者、短時間勤務職員及び暫定再任用職員に支給する給料等は含んでいません。

〔注2〕職員手当には退職手当を含んでいません。

〔注3〕団体平均とは、全国市町村(政令指定都市を除く)の水道事業全体の平均値です。

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和6年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
枚方市上下水道局	45.8 歳	377,361 円	546,852 円
団体平均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

〔注1〕 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合計額です。

〔注2〕 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

〔注3〕 団体平均とは、全国市町村(政令指定都市を除く)の水道事業全体の平均値です。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当(令和7年4月1日現在)

枚方市上下水道局	企業会計を除く全会計			
1人当たり平均支給額(令和6年度)	1人当たり平均支給額(令和6年度)			
1,724千円	1,626千円			
(令和6年度支給割合)	(令和6年度支給割合)			
期末手当 2.5 月分 (1.4) 月分	勤勉手当 2.1 月分 (1.0) 月分	期末手当 2.5 月分 (1.4) 月分	勤勉手当 2.1 月分 (1.0) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 3~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 3~20%			

〔注〕( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

枚方市上下水道局			企業会計を除く全会計		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前勧奨退職者2~20%		その他の加算措置	定年前勧奨退職者2~20%	
調整額	平成18年4月1日以降の職務に応じ、最大60月分を加算		調整額	平成18年4月1日以降の職務に応じ、最大60月分を加算	
令和6年度1人当たり平均支給額	1,233 千円	20,233 千円	令和6年度1人当たり平均支給額	2,724 千円	19,191 千円

〔注1〕退職手当の算出基礎は、退職時の給料月額です。

〔注2〕退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

〔注3〕調整額とは、在職期間中の職務・職責に応じた貢献度を退職手当に反映させるためのもので、国に準じ平成18年4月1日に制度化されました。

〔注4〕支給率ほか、制度の内容は、市長部局と同じです。

ウ 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	84,353 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	425,663 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全地域	11 %	200 人	11 %

エ 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	696 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	25,858 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和7年度)	19.4 %			
手当の種類(手当数)	2 種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
業務管理手当	係長以下	任命を受けて業務管理を行う職にある場合	661 千円	月額2,000円
危険現場業務手当	課長代理以下	交通量の多い道路の車道上で交通を遮断しない状態で行う作業	35 千円	日額220~650円
		高所(10m以上に限定)の足場の不安定箇所で行う作業		
	全職員	巡回監視、応急作業等(給水対策本部) 災害対策本部又は給水対策本部が設置された後、重大な災害が発生するおそれがある箇所での避難誘導、復旧等の応急作業 風水害等の発生時において、深夜(22時から5時)に緊急呼出を受け出動し行う作業など		

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	34,983 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	206 千円
支給実績(令和5年度決算)	32,648 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	201 千円

〔注〕職員1人当たりの平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日

現在の総職員数(管理職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含んでいます。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者 3,000円(次長以上支給なし) 子 11,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算 父母等 6,500円 (ただし、次長・参事は3,500円、部長以上支給なし)	同じ	—	26,272 千円	226,313 円
住居手当	借家世帯主に対し、支給限度額28,000円 家賃月額27,000円以下の場合 家賃-16,000円 家賃月額27,000円超の場合 (家賃-27,000円)×1/2+11,000円	同じ	—	13,825 千円	310,662 円
通勤手当	通勤距離2km以上を支給対象 【交通機関利用者】 6か月定期額を基礎に額を算出し支給 月額150,000円が支給限度額 【交通用具利用者】 距離に応じて支給 月額2,000円~31,600円	同じ	—	18,660 千円	102,523 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に 対して職責に応じて支給 理事 114,000円 部長 96,000円 参事 80,000円 次長 78,000円 室長 73,000円 副参事 70,000円 課長 69,000円 主幹 56,000円 課長代理 50,000円 副主幹 45,000円	同じ	—	26,802 千円	694,647 円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務したときに勤務時間数に応じて支給 支給割合:135/100	同じ	—	(時間外勤務手当に含みます)	

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和6年度	113億4,252万円	▲ 8億9,073万円	55億9,518万円	49.3%	48.2%

〔注1〕 職員給与費には賞与等引当金繰入額 395,578千円、退職給付引当金繰入額232,039千円を含んでいます。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	525	19億9,728万円	11億5,108万円	8億6,533万円	40億1,369万円	765万円	725万円

〔注1〕 給与費には、病院事業管理者(特別職)に支給する給料等は含んでいません。

〔注2〕 職員手当には退職手当を含んでいません。

〔注3〕 団体平均とは、全国市町村(政令指定都市を除く)の病院事業全体の平均値です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和6年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
市立ひらかた病院	39.3歳	357,369円	612,272円
	うち医師	43.6歳	476,197円
	うち看護師	38.1歳	325,982円
	うち事務局員	43.5歳	372,343円
団体平均	—	—	—
うち医師	43.4歳	567,868円	1,407,938円
うち看護師	41.3歳	303,695円	498,220円
うち事務局員	46.4歳	323,562円	507,447円

〔注1〕 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合計額です。

〔注2〕 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

〔注3〕 団体平均とは、全国市町村(政令指定都市を除く)の病院事業全体の平均値です。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当(令和7年4月1日現在)

市立ひらかた病院	企業会計を除く全会計	
1人当たり平均支給額(令和6年度)	1人当たり平均支給額(令和6年度)	
1,566千円	1,626千円	
(令和6年度支給割合)	(令和6年度支給割合)	
期末手当 2.5月分 (1.4)月分	勤勉手当 2.1月分 (1.0)月分	期末手当 2.5月分 (1.4)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 3~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 3~20%	

〔注〕 ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

市立ひらかた病院	企業会計を除く全会計	
(支給率) 自己都合 勤続・定年	(支給率) 自己都合 勤続・定年	
勤続20年 19.6695月分	24.586875月分	勤続20年 19.6695月分
勤続25年 28.0395月分	33.27075月分	勤続25年 28.0395月分
勤続35年 39.7575月分	47.709月分	勤続35年 39.7575月分
最高限度額 47.709月分	47.709月分	最高限度額 47.709月分
その他の加算措置 定年前勤続退職者2~20%		その他の加算措置 定年前勤続退職者2~20%
調整額 平成18年4月1日以降の職務に応じ、最大60月分を加算		調整額 平成18年4月1日以降の職務に応じ、最大60月分を加算
令和6年度1人当たり平均支給額 1,870千円	3,611千円	令和6年度1人当たり平均支給額 2,724千円 19,191千円

〔注1〕 退職手当の算出基礎は、退職時の給料月額です。

〔注2〕 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

〔注3〕 調整額とは、在職期間中の職務・職責に応じた貢献度を退職手当に反映させるためのもので、国に準じ平成18年4月1日に制度化されました。

〔注4〕 支給率ほか、制度の内容は、市長部局と同じです。

ウ 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	211,155千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	402,200円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全地域	11%	525人	11%

エ 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)			499,816 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)			1,201,480 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和7年度)			79.2 %	
手当の種類(手当数)				7 種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
診療用放射線装置操作手当	放射線技師・看護師等	被爆の危険性のある特定区域での業務	1,493 千円	日額230円
感染症等対策業務手当	医師・看護師・技師	感染症の診療・検査又は病原体が付着しているおそれのある物件の処理業務	379 千円	日額:医師380円、看護師290円、技師90円
		新型コロナウイルス感染症の診療又は感染症の病原体が付着しているおそれのある物件の処理業務	0 千円	日額3,000円又は4,000円
診療手当	医師	診療業務	407,496 千円	診療局各科の当該月の収入額等に応じて算定
夜間特殊業務手当	看護師等	深夜における看護業務	89,822 千円	1回当たり2,000~9,800円
死体接触作業手当	医師以外の職員	死後処置及び補助	583 千円	1件当たり1,000円
危険現場業務手当	技術職員等	高所など危険な現場で行う業務等	—	日額220~650円
業務管理手当	主任技術者	任命を受けて業務管理を行う職にある場合	—	月額2,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	131,335 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	250 千円
支給実績(令和5年度決算)	131,810 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	250 千円

〔注〕 職員1人当たりの平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含んでいます。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者 3,000円(次長以上支給なし) 子 11,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算 父母等 6,500円 (ただし、次長・参事は3,500円、部長以上支給なし)	同じ	—	37,119 千円	218,347 円
住居手当	借家世帯主に対し、支給限度額28,000円 家賃月額27,000円以下の場合 家賃-16,000円 家賃月額27,000円超の場合 (家賃-27,000円)×1/2+11,000円	同じ	—	35,681 千円	268,277 円

通勤手当	通勤距離2km以上を支給対象 【交通機関利用者】 6か月定期額を基礎に額を算出し 支給 月額150,000円が支給限度額 【交通用具利用者】 距離に応じて支給 月額2,000円～31,600円	同じ	—	52,673 千円	117,837 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に 対して職責に応じて支給 理事 114,000円 部長 96,000円 参事 80,000円 次長 78,000円 室長 73,000円 副参事 70,000円 課長 69,000円 主幹 56,000円 課長代理 50,000円 副主幹 45,000円	同じ	—	77,227 千円	689,522 円
初任給調整手当	医師に対し、採用の日以後の期 間の区分に応じて支給 16年未満 67,250円 16年以上17年未満 66,550円 17年以上18年未満 65,850円 18年以上19年未満 65,150円 19年以上20年未満 64,440円 20年以上21年未満 63,740円 21年以上22年未満 60,500円 22年以上23年未満 57,320円 23年以上24年未満 54,080円 24年以上25年未満 50,920円	異なる	左記のとおり	56,631 千円	622,315 円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中 に勤務したときに勤務時間数に応じ て支給 支給割合:135/100	同じ	—	(時間外勤務手当に含みます)	

#### IV 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

##### (1) 職員の勤務時間等(令和7年4月1日現在)

勤務を要する日	毎週月～金曜日(休日を除く。)
始業時刻	午前9時00分
終業時刻	午後5時30分
休憩時間	午後0時00分から午後0時45分まで

〔注〕この表は本庁の一例です。職場により始業・終業時刻等が異なる場合があります。

##### (2) 主な休暇の取得状況(機関別:令和6年度)

区分	年次有給休暇(日)		特別休暇(日)		病気休暇(日)		年間延 職員数 (人)
	総日数	1人あたり	総日数	1人あたり	総日数	1人あたり	
市長部局	23,701.5	15.2	15,531.8	10.0	6,153.7	4.0	18,606
市立ひらかた病院	4,890.7	10.0	2,921.0	6.0	321.0	0.7	5,871
上下水道局	3,058.1	16.0	1,400.6	7.4	1,015.0	5.3	2,286
市議会事務局	283.6	15.6	129.4	7.1	—	—	218
教育委員会	3,330.4	14.1	2,107.5	8.9	1,190.0	5.0	2,828
監査委員事務局	62.5	8.9	62.6	8.9	—	—	84
選挙管理委員会事務局	100.0	14.2	58.1	8.3	—	—	84
農業委員会事務局	174.9	15.9	89.4	8.1	5.0	0.5	132
計／平均	35,601.7	14.1	22,300.4	8.9	8,684.7	3.5	30,109

〔注1〕休暇の種類は上記のほか、無給の介護休暇等があります。

〔注2〕上表には、教職員を含んでいません。

(3) 主な特別休暇の種類等(令和7年4月1日現在)

種類	付与期間
ドナーリストア休暇	必要と認められる日又は時間
ボランティア休暇	1年度に5日以内
結婚休暇	7日
妊娠休暇	1日に1時間以内
出産休暇	産前産後それぞれ8週間
育児休暇	1日に1時間以内
看護休暇	1年度に7日以内(看護が必要な者が2名以上の場合は10日)
親族死亡休暇	続柄に応じ付与(例)配偶者、実父母及び実子…7日など
夏季休暇	5日以内
長期在職休暇	在職10年…3日、在職20年…3日、在職10年以上であり、52歳に達する日の属する年度…5日
短期介護休暇	5日(要介護者が2名以上は10日)

[注] 特別休暇とは、職員が特別の事由により勤務しないことが相当である場合として認められる休暇をいいます。

(4) 休業の状況(機関別・令和6年度)

(単位:人)

区分	育児休業	部分休業	修学部分休業	配偶者同行休業	自己啓発等休業
市長部局	146	81	-	-	2
市立ひらかた病院	45	27	-	-	-
上下水道局	9	1	-	-	-
市議会事務局	1	2	-	-	-
教育委員会	18	2	-	-	-
監査委員事務局	-	1	-	-	-
選挙管理委員会事務局	-	-	-	-	-
農業委員会事務局	-	-	-	-	-
計	219	114	-	-	2

(5) 時間外勤務の状況(機関別・令和6年度)

(単位:時間・人)

区分	時間外勤務時間数	延職員数	1人あたり月時間数
市長部局	183,684	15,198	12.09
市立ひらかた病院	37,997	4,476	8.49
上下水道局	13,136	1,842	7.13
市議会事務局	1,878	134	14.01
教育委員会	19,023	1,796	10.59
監査委員事務局	204	48	4.25
選挙管理委員会事務局	802	36	22.28
農業委員会事務局	1,025	84	12.20
計	257,749	23,614	10.92

[注] 時間数には、土曜・日曜・休日などにおける勤務を含んでいます。

V 職員の分限及び懲戒処分等の状況

(1) 分限処分者数(令和6年度)

分限処分とは、公務能率を維持し、適正な運営を確保することを目的として、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分です。分限処分には、降任、免職、休職、降給の4種類があります。

(単位:人)

降任	免職	休職	降給	計
1	-	50	-	51

[注] 各任命権者分を含みます。

## (2) 懲戒処分等者数(令和6年度)

懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない行為等があった場合に、公務員全体の秩序を維持するために、職員の義務違反に対する道義的責任を追及して行う処分です。懲戒処分には、戒告、減給、停職、免職の4種類があります。また、懲戒処分とは別に、本市独自の対応として、職員の行為への指導的対応として訓告等があります。

(単位:人)

処分日	区分	人数	事案の概要
令和7年1月23日	停職	1人	盜撮行為によるもの
令和7年3月20日	戒告	1人	職場内秩序を乱す行為によるもの

[注] 対象は正職員(各任命権者分を含む。)

## VI 職員の服務の状況

### 職員の営利企業等従事許可の状況(令和6年度)

地方公務員法第38条(営利企業等の従事制限)において、職員は、任命権者の許可を受けなければ、次表で記載している営利企業等への従事をしてはならないと定められています。令和6年度の状況は、次のとおりです。

(単位:件)

営利企業等の従事の内容	許可件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他市規則で定める地位を兼ねる場合	1
自ら営利企業を営む場合	9
報酬を得て事業若しくは事務に従事する場合	117
計	127

[注] 各任命権者分を含みます。

## VII 職員の退職管理の状況

### 職員の退職管理の状況(令和7年度公表分)

氏名	離職時の職	離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先における地位
杉浦 雅彦	子ども未来部 まるっこどもセンター 主幹(児童相談所準備調整官)	R7.3.31	R7.4.1	一般社団法人 枚方市医師会	事務長
中道 直岐	子ども未来部 公立保育幼稚園課長	R7.3.31	R7.4.1	大阪市教育委員会 大阪市立中央図書館	会計年度任用職員
藤丸 知子	市立ひらかた病院 事務局 医事課 係長	R7.3.31	R7.4.1	法務省 保護局 近畿地方更生保護委員会	委員
前村 卓志	市民生活部 納税課 主幹(不納欠損等対策官)	R7.3.31	R7.4.1	特定非営利活動法人 枚方人権まちづくり協会	事務局長
向井 規子	市立ひらかた病院 診療局 眼科 主任 部長	R6.7.31	R6.8.1	大阪医科大学	助教

## VIII 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

都市経営を支える職員の育成に向けて、令和3年3月に改定した枚方市の人材育成基本方針「一人ひとりの考量と行動で、ひらかたを最高のまちに～すべての仕事はだれかのために Always Challenging～」に則り、採用から退職までのそれぞれのステージにおいて必要な知識、判断力、政策形成能力などを高めるための研修を実施し、職員の意識改革・能力開発に取り組んでいます。

### 研修の実施状況(令和6年度)

#### ア. 職場外研修

##### ① 管理・監督・一般職員研修(階層別研修)

(単位:日、回、人)

研修名	講師	対象者	日数	回数	受講者数
	概要				
新入職員研修	・府内講師 ・一般社団法人日本経営協会 長野 ゆか、吉弘 仁 ・特定非営利活動法人 パーソナルサポートひらかた 長尾 祥司 ・一般財団法人大阪府人権協会 柴原 浩嗣	令和6年4月入職の職員	5	1	79
	市長講話、公務員倫理研修、接遇研修、土壌研修、救急救命講習、福祉体験等				
新入職員フォローアップ研修	府内講師 市の重点施策、ひらかた万博、枚方市の財政、職員提案制度、議会について	令和6年4月入職の職員	1	1	71
	株式会社営業会議 代表取締役社長 野口 明美 半年間の振り返り・これからの中目標確認、市長との対話				
地方公務員法研修	株式会社フォースコミュニティ 東 美紀	令和6年4月入職の職員	2	2	76
	タイムマネジメント				
地方自治法研修	株式会社日本マネジメント協会 原 麻衣子 地方公務員法	令和6年4月入職の職員	2	2	73
	株式会社日本マネジメント協会 大内 利之 地方自治法				
憲法研修	株式会社日本マネジメント協会 大内 利之 憲法	入職3年目の職員	1	1	38
	株式会社日本マネジメント協会 山田 真司 自治体法務				
CS向上研修	株式会社営業会議 代表取締役社長 野口 明美 市民満足度を高めるための市民対応	入職2年目の職員	1	1	58
	株式会社ビーコンラーニングサービス 鈴木 悟史 市政運営方針・市のビジョンと自身の仕事とのかかわりを再認識する				
組織経営論研修	株式会社社会人大学 伊藤 賀一 問題・課題発見、解決力向上	入職4年目の職員	2	2	54
	問題解決力向上研修				
キャリアデザイン研修	株式会社インソース 米田 晃久 各世代におけるキャリア観を知り、キャリアデザイン・行動計画を検討する	入職10年目または主任2年目の職員(いずれかの早い時点での受講)	2	3	78
	・かめオフィス 代表 亀田 峻宣 ・OFFICE EMU 上田 裕絵 行政経営スキルを獲得し、現場での改善・改革を実現する				
新任主任研修(行政経営)	株式会社ビーコンラーニングサービス 井口 和之 主査としての役割認識と創造性開発技法	新任主任	2	2	74
	府内講師				
係長研修	係長の役割、文書実務、メンタルヘルス、契約実務、会計審査事務等	係長・監督	2	4	265
	・株式会社ビーコンラーニングサービス 山下 浩 ・府内講師				
新任課長代理研修(労務管理・コミュニケーション)	課長代理に求められる部下育成、マネジメントについて、メンタルケア、文書実務と情報公開・個人情報保護、市長講話	新任課長代理	1	1	20
	・株式会社エス・ピー・ネットワーク 執行役員 西尾 晋 ・府内講師				
新任課長研修(リスクマネジメント)	リスクマネジメントや危機管理能力の向上、性的マイノリティ支援、情報セキュリティ、障害者差別解消法、市長講話	新任課長	1	1	12
	・株式会社営業会議 代表取締役社長 野口 明美 「メンター制度」を活用した新入職員育成について				
メンター研修	新入職員のメンター	2	2	55	

DX研修 (DX推進課と共に 催)	枚方市デジタルトランスフォーメーション・フェロー 関 治之 自治体DXの推進について	DX推進リーダー	1	3	116
	枚方市デジタルトランスフォーメーション・フェロー 関 治之 自治体DXの推進について	課長級	1	3	94
	枚方市デジタルトランスフォーメーション・フェロー 関 治之 自治体DXの推進について	理事・部長級	1	1	26
	株式会社話し方教育センター 伊観 紀子 人事評価について	新任課長代理級	1	1	27
評価者研修	株式会社話し方教育センター 伊観 紀子 人事評価について	課長級、新任以外 の課長代理級	3	9	452
	大阪教育大学 理事・副学長 藤井 瞳子 一人ひとりの力を引き出す組織づくり	理事・部長級	1	1	28
	兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科 客員研究員 今石 佳太 組織のリーダーとしての危機管理～過去の経験から 学ぶ平時の備えと有事の対応～	理事・部長級	1	1	23
	一般社団法人日本経営協会 宮脇 俊夫 定年年齢の引き上げに伴うキャリア研修	令和6年度に59歳と なる職員および55歳 以上となる職員のう ち希望する職員	1	2	77

② 能力開発・専門研修

(単位:日、回、人)

研修名	講師 概要	対象者	日数	回数	受講 者数
ナッジ理論研修	大阪大学 感染症総合教育研究拠点 特任教授 大竹 文雄、特任准教授 佐々木 周作	(公募による)	1	1	35
	行動経済学とは、ナッジとEBPM、ワークショップ				
	株式会社ビーコンラーニングサービス 井口 和之 EBPMについて、ロジックモデル理解・作成				
手話研修(1回目)	関西学院大学 日本手話講師団 下谷 奈津子 聴覚障害への理解	(公募による)	1	1	22
	関西学院大学 日本手話講師団 前川 和美、竹内 幸代、馬場 博史 手話演習				
手話研修(2~4回目)	希望する職員		3	1	8

③ 公務員基礎研修

(単位:日、回、人)

研修名	講師 概要	対象者	日数	回数	受講 者数
人権研修 (人権政策課と共に 催)	一般財団法人大阪府人権協会 柴原 浩嗣 部落差別について	次長・課長	2	3	166
	一般財団法人大阪府人権協会 柴原 浩嗣 わたしからはじまる人権	新任課長代理	1	1	20
	一般財団法人大阪府人権協会 柴原 浩嗣 わたしからはじまる人権	新任主査、新任主 任	2	3	111
	弁護士 石原 麗央奈 ハラスメントに関する知識とパワーハラスメントについて	入職3年目の職員	2	2	72
ハラスメント防止研 修(コンプライアン ス推進課と共に 催)	株式会社プロサボ 社会保険労務士 西座 由紀 アンコンシャス・バイアスとコミュニケーション	係長・監督	3	5	250
	株式会社クオレ・シー・キューブ 取締役会長 岡田 康子 ハラスメント防止に係る事業主責任、経営層の役割について	理事・部長級、次 長級	1	1	62
	自己学習形式 利害関係者、ハラスメントについて	入職20年目および 21年目の職員	-	-	26
公務員倫理研修 (コンプライアンス 推進課と共に 催)	株式会社日本マネジメント協会 木下 佳郁 職場のメンタルヘルス、職場環境改善に向けた取り組み	新任課長および課 長代理(各課1名)	2	3	113
	株式会社イヴレス 御堂 剛功 メンタルヘルスケアのための自己理解	希望する職員	1	1	19
男女共同参画推 進研修 (人権政策課と共に 催)	作家 アルテシア ダイバーシティを実現するために～ジェンダー感覚を アップデート～	男女共同参画推 進本部員、同本部 幹事および希望す る課長	1	1	52
	作家 アルテシア ジェンダー知らなきややばい時代がやってきた～男も女も、 生きやすい社会を目指して～(録画動画の配信)	男女共同参画推進担当者	-	-	119
	24				

## ④ 職場研修

(単位:日、回、人)

研修名	講師 概要	対象者	日数	回数	受講者数
職場研修主担者 研修(ファシリテー ション研修)	ソーシャルスキル・プログラム合同会社 代表 吉田 真知子 ファシリテーション～全員参加型の活性会議づくり～	職場研修主担者	1	1	53

## ⑤ 派遣研修

(単位:人)

研修名	対象者	受講者数
コアパーソン育成派遣研修	(公募による)	10
派遣研修(人事課予算分)	(公募による)	44
長期派遣研修(国・大阪)		8
河北研修協議会主催研修	希望する職員	11
マッセOSAKA派遣研修	希望する職員	96
その他派遣	希望する職員	35

## イ. 自主研修

自主研究グループ活動支援	6グループ
大学院修学奨励制度	3人
資格取得	延べ44人
通信研修・講座受講	延べ18人

## ウ. 職場研修

件数
499件

## IX 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 福利厚生事業の状況

地方公務員法で義務付けられている職員の福利厚生については、大阪府市町村職員互助会(府内42市町村などで構成)と枚方市職員共済会で実施してきました。

大阪府市町村職員互助会が平成20年度末に解散したことに伴い、枚方市職員共済会では、職員の福利厚生にかかる事業内容等について見直しを行いました。また、平成24年度において任期付短時間勤務職員等に係る事業主負担金の見直しを行いました。

市費負担教職員(指導主事等)、加入要件を満たす小中学校任期付教職員及び幼稚園教諭等の福利厚生については、大阪府教職員互助組合で行っています。

### (2) 福利厚生事業の会費及び事業主負担金の状況

(単位:千円)

区分	令和6年度			令和7年度
	会費	事業主負担金	負担比率	負担比率
	(A)	(B)	(A):(B)	(A):(B)
枚方市職員共済会	45,628	24,829	1:0.54	1:0.56
大阪府教職員互助組合	*6,977	422	1:0.07	1:0.07

\*負担比率の対象とならない生涯福祉掛金1,500円(各一人あたり月額)を含んでいます。

### (3) 公務災害・通勤災害の認定請求件数(機関別・令和6年度)

(単位:件)

区分	公務上	通勤途上
市長部局	31	5
市立ひらかた病院	24	3
上下水道局	6	2
市議会事務局	-	-
教育委員会	21	3
監査委員事務局	-	-
選挙管理委員会事務局	-	-
農業委員会事務局	-	-
計	82	13

## X 公平委員会の報告事項

### (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況(令和6年度)

新規 0件 繙続 0件

※職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、市の当局により適当な措置がとられるべきことを要求することができます。

### (2) 不利益処分に関する審査請求の状況(令和6年度)

新規 0件 繙続 2件 (うち取下げ2件)

※職員は、懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に審査を請求することができます。

### (3) 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項(令和6年度)

新規 0件 繙続 0件

※職員は、勤務条件その他の人事管理に関する苦情を、公平委員会に申出及び相談することができます。